



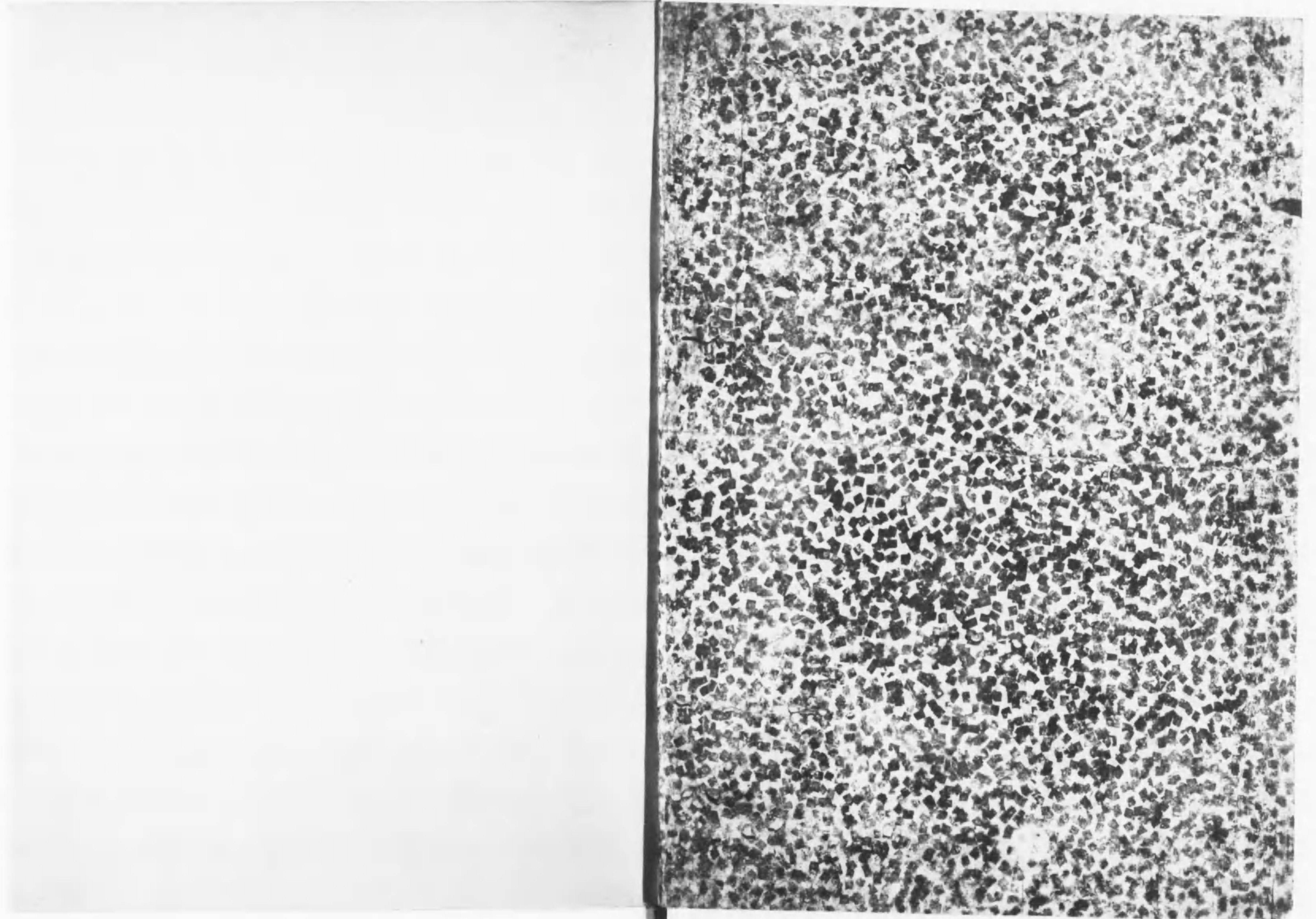
307  
15

帙入 四冊之内

30  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
40  
1  
2  
3  
4

始





水鏡卷上

神武天皇

安寧天皇

孝昭天皇

孝靈天皇

用化天皇

垂仁天皇

成務天皇

神功皇后

仁德天皇

綏靖天皇

懿德天皇

孝安天皇

孝元天皇

崇神天皇

景行天皇

仲哀天皇

應神天皇

履中天皇

















人めのちひ八万歳もあつて興重歳とてちしを  
十歳もなるちひのちひもりのちひのちひのちひのちひ  
川の十切のちひのちひもて第二の切も十九の  
切もなるちひのちひもて第三の切も十歳  
のちひも十歳も八万歳もなる切もなるちひ  
のちひも第一の切も十歳も八万歳もなる  
ちひのちひのちひもなるちひもなるちひもなる  
るちひのちひのちひもなるちひもなるちひもなる  
成切もなるちひのちひもなるちひもなるちひもなる  
住切もなるちひのちひもなるちひもなるちひもなる

廿の十切のちひもなるちひの十九切もなるちひも  
り切もなるちひのちひもなるちひもなるちひもなる  
ちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなるちひもなる  
衆生のちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる  
のちひもなるちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる  
てなるちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる  
山河のちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる  
の切もなるちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる  
のちひもなるちひのちひもなるちひのちひもなるちひもなる

ぢくふるなるまじししに空切にりませんかの  
成住樓室のりおひあるはに八十の中おぢく  
しにふるそつしにひのそおにのそおにり  
おとむりそに又りしにひのそおにり  
しよぢもしにぢくのしよして氷火風災なとあ  
るしにりしにひのそおにり住切にり  
よぢもにりしにひのそおにり人のしにり  
しにひのそおにりしにひのそおにり  
あつてもしにひのそおにりしにひのそおにり  
すしにひのそおにりしにひのそおにり

新編  
御成敗式目

おとむりしにひのそおにりしにひのそおにり  
しよぢもしにぢくのしよして氷火風災なとあ  
るしにりしにひのそおにり住切にり  
よぢもにりしにひのそおにり人のしにり  
しにひのそおにりしにひのそおにり  
あつてもしにひのそおにりしにひのそおにり  
すしにひのそおにりしにひのそおにり  
いそぬりし第九の減切し七佛のしにりしにり  
此のしにりしにひのそおにりしにひのそおにり第九  
切のしにりしにひのそおにりしにひのそおにり第十の減  
切のしにりしにひのそおにりしにひのそおにり第十の減切  
九百九十の佛のしにりしにひのそおにりしにひのそおにり  
しにひのそおにりしにひのそおにりしにひのそおにり  
おとむりしにひのそおにりしにひのそおにりしにひのそおにり  
おとむりしにひのそおにりしにひのそおにりしにひのそおにり



いかにあは

一 第一代 神武天皇

二十二年三月庚辰 年百七  
青内景日養大和國吹火山末末後

神武天皇はもとこころいづのやうにありてあは  
まことの第三の所なるを小母海津の女王依姫と  
又まことれは母のうらみいふれて玉依姫いふ  
しるまにさきまうらみれももさうさのた  
か  
らうのころれは神武天皇のころにまはした  
歳東言のちらぬれは二十二年丙のころに  
位にすれは二十二年と申すはあはれは  
二十二年と申すはあはれは

六年神武をいさるもて敏三あるに

のやうにありてはあはれはあはれはあはれは

内裏のころにありてはあはれはあはれは

いかにありてはあはれはあはれはあはれは

内侍所はあはれはあはれはあはれはあはれは

湯にありてはあはれはあはれはあはれは

いかにありてはあはれはあはれはあはれは

釋迦佛涅槃といふれはあはれはあはれは

いかにありてはあはれはあはれはあはれは

在母といふはあはれはあはれはあはれは

ニヤーニヤシ

一二代 敏達天皇

廿三年五月朔 年八十七  
百廿二年和國紀元高陽

仁孝のころに敏達天皇ニヤシ 敏達天皇第二の  
母は小母岐代王孫の妃にヤシ 五十鈴姫の  
神武天皇の所より二十二年甲寅日東宮よたら  
給はる十九度辰のころ 五月廿一日に即位の  
たふしはる 五十二母のたまはる 廿二年ころに  
ヤシヤセれて 蘇我のた母のたまはる ありの  
ま 敏達なるも 敏達あり給たり 敏達のたはる  
ら 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも

仁孝のころに敏達天皇ニヤシ 敏達天皇第二の  
母は小母岐代王孫の妃にヤシ 五十鈴姫の  
神武天皇の所より二十二年甲寅日東宮よたら  
給はる十九度辰のころ 五月廿一日に即位の  
たふしはる 五十二母のたまはる 廿二年ころに  
ヤシヤセれて 蘇我のた母のたまはる ありの  
ま 敏達なるも 敏達あり給たり 敏達のたはる  
ら 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも  
敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも 敏達なるも

五十二母

川島氏の御事

一三代 安寧天皇 廿二年十月朔 年五十七

川島氏の御事 安寧天皇ニキキリ 敏達天皇の御事

川島氏の御事 五十鈴依姬之妹 敏達天皇の御事 廿二年

十月廿一日 位 川島氏の御事

廿二年の御事 廿八年なる

一三代 敏達天皇 廿二年十月朔 年五十七

川島氏の御事 敏達天皇ニキキリ 安寧天皇第六

皇太子 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

一三代 安寧天皇 廿二年十月朔 年五十七

川島氏の御事 安寧天皇ニキキリ 敏達天皇の御事

川島氏の御事 五十鈴依姬之妹 敏達天皇の御事 廿二年

十月廿一日 位 川島氏の御事

廿二年の御事 廿八年なる

一三代 敏達天皇 廿二年十月朔 年五十七

川島氏の御事 敏達天皇ニキキリ 安寧天皇第六

皇太子 敏達天皇の御事 廿二年

廿二年の御事 敏達天皇の御事 廿二年

一六代 孝安天皇 百二十二年 平百五十七

次ノミヨシノ孝安天皇ニ申シテ孝昭天皇ノ第二皇女  
母世襲足姫<sup>シノ</sup>ヲリテ孝昭天皇ノ皇六十八年二月  
東宮ニ立ち居ルルニ世母ノミヨシノ皇十一年  
卯位ニ付ルルニ世母ノミヨシノ皇十一年

一七代 孝靈天皇 七十六年 平百五十八

次ノミヨシノ孝靈天皇ニ申シテ孝安天皇ノ第二皇女  
皇太后姉押媛<sup>シノ</sup>ヲリテ孝安天皇ノ皇七十年二月  
東宮ニ立ち居ルルニ世母ノミヨシノ皇十一年  
二月二十日ニ位ニ付ルルニ世母ノミヨシノ皇十一年

新羅國

次ノミヨシノ孝靈天皇ニ申シテ孝安天皇ノ第二皇女  
皇太后姉押媛<sup>シノ</sup>ヲリテ孝安天皇ノ皇七十年二月

新羅國

次ノミヨシノ孝靈天皇ニ申シテ孝安天皇ノ第二皇女  
皇太后姉押媛<sup>シノ</sup>ヲリテ孝安天皇ノ皇七十年二月

一八代 孝元天皇 五十七年 平百五十九

次ノミヨシノ孝元天皇ニ申シテ孝靈天皇ノ第三皇女  
母皇后宮細媛<sup>シノ</sup>ヲリテ孝靈天皇ノ第三皇女





物部

にせぬ也一五十二世成るもぬ也 天仁元年七月

も新の齊言いそしめてたらしむるなりし事

又國のつらむもつらむもよそむるもたらしむ

らましむるもつらむもよそむるもたらしむるも **諸國**

船を以て舟をせぬる六十二年に由志いふるに

天皇は皇王にりて祇園精会のこりそ人

にんちのこりそ人なるに **天王沙羯羅龍**

王いふる也のしてこりそ人なるに

かゝるもつらむもよそむるもたらしむるも **天**

五年に由志いふるも **本宮**にしてたらしむるも

なるに海なるに心なるに **天**

たらしむるも

**一十代 垂仁天皇** 天智元年 天智元年

次のころに垂仁天皇に **宗祿天皇**第三の世

母皇后内間城に **宗祿天皇**三十八年三月

此の世のいふありて **東宮**なるに **天**

に **二十世**辰のころ **百位**に **天**

世のころに **九十九**に **天**

このころの **天**

このころの **天**

Handwritten text in Arabic script, consisting of approximately 12 lines of dense cursive writing.

Handwritten text in Arabic script, consisting of approximately 12 lines of dense cursive writing. A small vertical stamp or mark is visible on the left side of the page.

後の世にいつかあつたかと思ふに  
あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

相模守

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

しん

しん

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

大津守

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

あつたかと思ふに

Handwritten text in a cursive style, likely a transcription of a historical document or a personal letter. The text is written vertically from right to left across the page.

上師次進五人抄松竹庵十書

Handwritten text in a cursive style, continuing the transcription or narrative. It includes several lines of text written vertically from right to left.

自天竺佛後生書

一十三代 景行天皇 六年前 年尊三 并大和國出過道後



武内宿禰

くまのの精言ハこの所ヤリヤリと包たさる

一十三代 成務天皇 二年崩 年百九  
年之齒 故相列之後

次のころに成務天皇ニ申す景行天皇弟の命

竹母皇后ハ故入姫なるも景行天皇の孫皇十二年

二月五日東宮ハたられ皇未のころ二月廿日

代子位ハ付されぬころ三十九世ハつらぬ

六十二年ハのちころにたられぬをわ一夫ヤハハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

一十三代 仲哀天皇 九年崩 年百十二  
年之齒 故相列之後

次のころに仲哀天皇ニ申す景行天皇の孫皇十二年

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ

武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ武内宿禰ハ











申さるるハタの川をこりて入せりては  
ト申すこゝろにわづらひては  
のちぞれしる目のしりあはれし  
臣下ニハシより皇位の皇太子はあまを  
にほひては武國精合の天魔やのめり  
かゝる

一十六代 應永天皇 二十一年前 元年百上 幸河内東成郡

次りより應永天皇の御事  
あはれや 仲長天皇第三の御事  
にりし御事 神功皇后の御事

一十七代 應永天皇 二十一年前 元年百上 幸河内東成郡

十一代 應永天皇の御事  
にりし御事 神功皇后の御事

にりし御事 神功皇后の御事

にりし御事 神功皇后の御事

にりし御事 神功皇后の御事

にりし御事 神功皇后の御事











わらわのちからをばしよとて  
のちておぼしめしよとて  
とておぼしめしよとて  
のちておぼしめしよとて  
とておぼしめしよとて  
のちておぼしめしよとて  
とておぼしめしよとて  
のちておぼしめしよとて  
とておぼしめしよとて  
のちておぼしめしよとて  
とておぼしめしよとて

ゆ

一十九代 友云天皇 六年崩 年六十一  
妻新羅國百舌鳥耳麻呂

友云天皇は仁徳天皇の御孫なり  
天皇の御孫なり  
天皇の御孫なり

仁徳二年正月、東宮よりたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて

皇太子にたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて

皇太子にたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて  
皇太子にたつれぬとて



Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on the right page of an open book. The text is dense and fills most of the page.

Handwritten text at the top of the right page, possibly a header or a small note.

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on the left page of an open book. The text is dense and fills most of the page.



二十一年...  
二十二年...  
二十三年...  
二十四年...  
二十五年...  
二十六年...  
二十七年...  
二十八年...  
二十九年...  
三十年...

一 廿一代 安康天皇

二十一年 丙午 壬午  
庚子 癸卯 辰巳 酉戌

二十一年 安康天皇...  
二十二年 孝德天皇...  
二十三年 孝德天皇...  
二十四年 孝德天皇...  
二十五年 孝德天皇...  
二十六年 孝德天皇...  
二十七年 孝德天皇...  
二十八年 孝德天皇...  
二十九年 孝德天皇...  
三十年 孝德天皇...

二十一年...  
二十二年...  
二十三年...  
二十四年...  
二十五年...  
二十六年...  
二十七年...  
二十八年...  
二十九年...  
三十年...



皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

一 廿三代 雄略天皇

廿三年 丙午 年 辛卯 皇紀... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇

皇紀... 雄略天皇... 雄略天皇











おしられたるは、この御代に、  
 ねがひくまはるを、あつらん、このねがひ、  
 たく、雄略天皇の御代に、  
 この御代に、あつらん、  
 又、この御代に、  
 雄略天皇の御代に、  
 位下の御代に、  
 せん、せん、せん、  
 ね、ね、ね、  
 ありた、ありた、ありた、

一 廿一代 仁賢天皇 十二年崩 年五十一 妻は國母生女也

此の御代に、仁賢天皇の御代に、  
 ねがひくまはるを、清寧天皇の御代に、  
 たりねがひ、  
 三十二年、  
 一、  
 ねがひくまはるを、

一 廿二代 武烈天皇 八年崩 年十九 妻は國母生女也

此の御代に、武烈天皇の御代に、  
 仁賢天皇の御代に、  
 皇太后春日大根の御代に、  
 仁賢天皇七年二月、

十三年...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...

...  
 ...  
 ...

一廿一代 **継體天皇** 廿三年前 年十二 皇孫 孫國三 攝政野後

...  
 ...

...  
 ...  
 ...  
 ...

廿五年、武烈天皇より世出てのち位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる

白雲、下四ノ入位也

武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる  
くちの年、武烈天皇より即位して一夫の入りあはせ  
仲養天皇の再代の所、いまだ丹波國より、  
あはせの王より、ついでに、位を即位せられたる

廿五年、武烈天皇より

うらりこころいあはれ

一 廿一代 安閑天皇 二年崩 年五十五 其の國古市高屋長後

次のうらこ安閑天皇ニ申す、蘇我天皇の御孫、  
妃尾張目子媛美世のうら二日位に付られ所

うら六十の母所とせられ、二年位に付られ所  
所傳明字林あり年五十五  
くらくらうら二日位に付られ所、高市兼らうら

うら

一 廿一代 宣化天皇 二年崩 年五十三 其の國身狭桃花島長後

次のうら宣化天皇ニ申す、安閑天皇の御孫に  
れられ、うら二日位に付られ所、十二月位に

つられ、うら六十の母所とせられ、二年位に付られ

て三年ニ申す、天台ス師に付られ、三年  
かとしのうらにうられりし

一 廿一代 欽明天皇 廿二年崩 年 其の國繪段長後

次のうら欽明天皇ニ申す、安閑天皇の御孫に  
女皇后平白香也美交威位に付られ、母

うら廿二年十三年ニ申す、百濟國をも佛經りたり  
うらうらうらうらうらうらうらうらうらうら

母中のうらうらうらうらうらうらうらうらうら  
ス、佛經りあり、うらうらうらうらうら

にいふるなりけるなりけり...  
 ことごとく人の心より出づるものなりける...  
 然らば天見の御母...  
 ことごとく人の心より出づるものなりける...  
 然らば天見の御母...

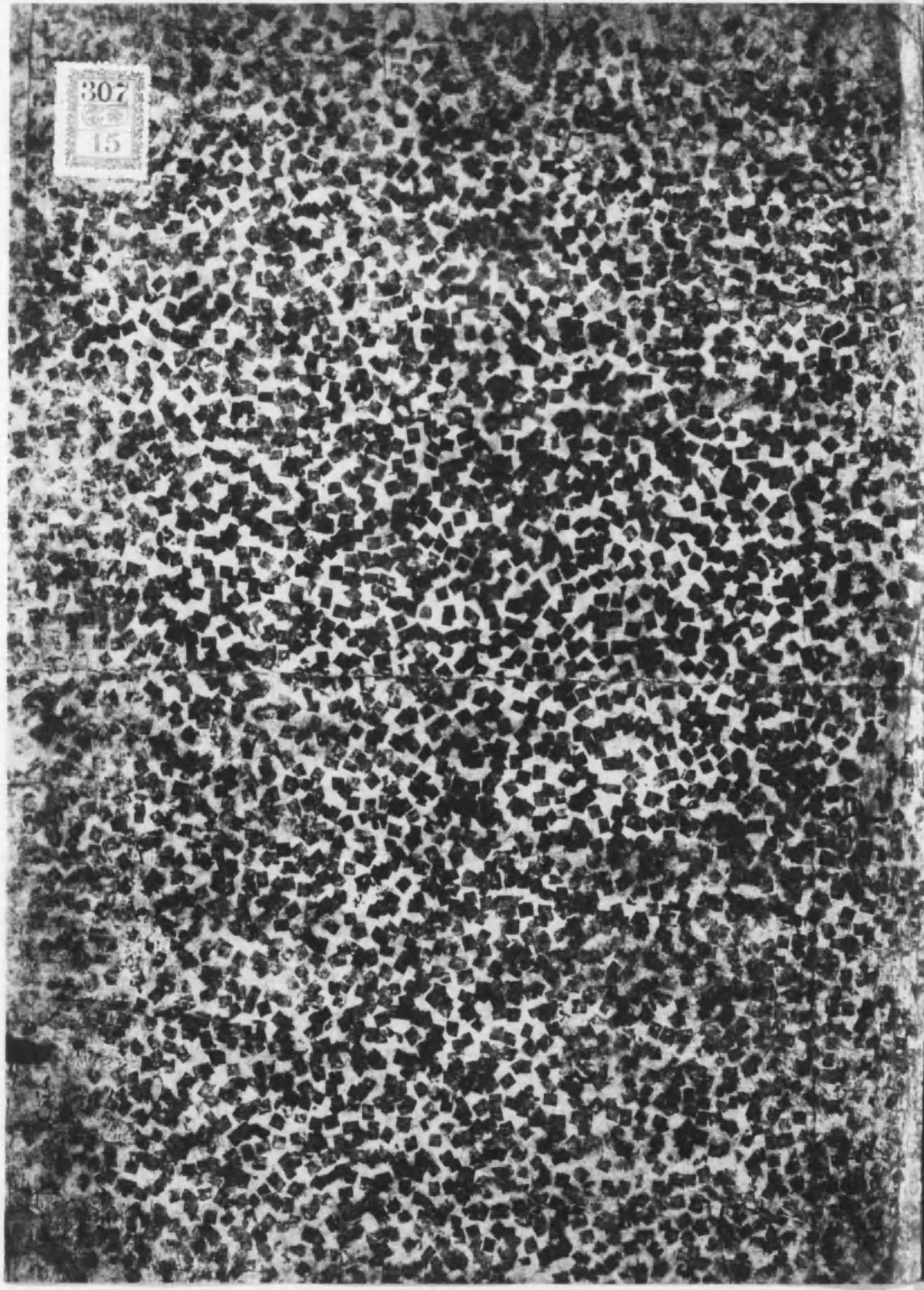
此の書は天見の御母の御事なり  
 天見の御母の御事なり...



Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines. The ink is dark and the paper shows signs of age and wear.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines. The ink is dark and the paper shows signs of age and wear.

Handwritten text in Arabic script, consisting of approximately 10 lines of text. The script is cursive and appears to be a form of Maghrebi or Ottoman Turkish script. The text is written on aged, slightly stained paper. The lines are roughly horizontal but show some vertical alignment, suggesting they may be part of a list or a structured document. The ink is dark, and the paper has a yellowish-grey tone.



終

